

## 防災管理新規講習及び防火・防災管理新規講習受講案内

## 1 講習開催日等

## (1) 防災管理新規講習

回数	開催日	申請期間	開催場所
1	9月29日（火）	令和2年3月9日（月）～ 令和2年9月10日（木）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）
2	3月3日（水）	第1回定員満了日又は 令和2年9月11日（金）～ 令和3年2月10日（水）	

## (2) 防火・防災管理新規講習（甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習をあわせて開催する講習）

回数	開催日	申請期間	開催場所
1	5月21日（木） 5月22日（金）	令和2年3月9日（月）～ 令和2年4月30日（木）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）
2	12月2日（水） 12月3日（木）	第1回定員満了日又は 令和2年5月1日（金）～ 令和2年11月12日（木）	
追加開催	8月12日（水） 8月13日（木）	令和2年6月4日（木）～ 令和2年7月22日（水）	

## 2 講習会場

セーフティーちば（千葉市消防局）1階講堂 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

※講習者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

## 3 講習時間

## (1) 防災管理新規講習

## ア 講習科目の免除のない方

9時30分から16時30分頃まで（受付は8時45分から）

## イ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：自衛消防業務講習修了者）

11時15分から16時30分頃まで（受付は11時00分から）

## (2) 防火・防災管理新規講習

## ア 講習科目の免除のない方

1日目 9時30分から17時15分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時30分頃まで（受付は8時45分から）

## イ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：防火対象物点検資格者）

1日目 9時30分から12時15分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時30分頃まで（受付は8時45分から）

## ウ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：自衛消防業務講習修了者）

1日目 13時15分から17時15分頃まで（受付は13時から）

2日目 9時30分から16時30分頃まで（受付は8時45分から）

## エ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：防災管理点検資格者）

1日目 9時30分から15時15分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時30分頃まで（受付は8時45分から）

※講習の最後に効果測定を実施します。効果測定で一定の点数に達しない方は、上記の講習時間終了後、20分程度の補講を受講していただいた後、修了証を交付します。

## 4 講習内容等

## (1) 講習科目（防災管理新規講習、防火・防災管理新規講習ともに効果測定を実施します。）

## ア 防災管理新規講習

防災管理の意義と制度の概要、防災管理上必要な構造及び設備の維持管理

防災管理上の訓練・教育、防災管理の進め方と消防計画

## イ 防火・防災管理新規講習

防火防災管理の意義と制度の概要、火気取扱いの基本知識と出火防止対策、地震対策

施設・設備の維持管理、防火防災管理に係る訓練・教育、防火防災管理の進め方と消防計画

## (2) 講習テキスト

- ア 防災管理新規講習  
「防災管理講習テキスト」
- イ 防火・防災管理新規講習  
「防火管理講習テキスト」「防火管理維持台帳」「防災管理講習テキスト」  
※テキストは、当日会場で配布します。

(3) 講習費用（テキスト代金）

講習日の7日前から2日前までに、受講申請時にお渡しする「防火管理者等のテキスト代のお振込について」お読みのうえ、指定する口座にお振込ください。

- ア 防災管理新規講習 1, 990円
- イ 防火・防災管理新規講習 6, 190円

(4) 講習科目の一部免除について

「防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第22号）に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号）（以下「令」という）第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習修了者に対して防災管理新規講習の講習科目の一部を免除すると共に、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習修了者、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（以下「規則」という）第4条の2の4第4項に規定する防火対象物点検資格者、及び規則第51条の12第3項に規定する防災管理点検資格者に対して防火・防災管理新規講習の講習科目の一部を免除します。

## 5 受講資格

(1) 防災管理新規講習

甲種防火管理者の資格を有し市内に居住又は勤務している方

(2) 防火・防災管理新規講習

市内に居住又は勤務している方

## 6 申請方法等

(1) 窓口での申請

ア 申請場所（千葉市内の消防署予防課予防係で申請を受け付けます。）

千葉市中央消防署 〒260-0854	中央区長洲1-2-1 TEL043-202-1617
千葉市花見川消防署 〒262-0013	花見川区犢橋町107-2 TEL043-259-2571
千葉市稲毛消防署 〒263-0024	稲毛区穴川4-12-2 TEL043-284-5144
千葉市若葉消防署 〒264-0001	若葉区金親町244-1 TEL043-237-8041
千葉市緑消防署 〒266-0031	緑区おゆみ野3-15-1 TEL043-292-6147
千葉市美浜消防署 〒261-0011	美浜区真砂5-15-6 TEL043-279-0196

イ 申請受付時間

9時00分から17時00分まで（土日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。）

ウ 申請に必要なもの

(ア) 防火管理講習等申請書

(イ) 必要な修了証の写し（防災管理新規講習の受講者及び講習科目の一部免除を希望される方のみ）

(2) 電子申請（令和2年4月1日0時00分から）

ア 電子申請サービスのURL等

URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/navi/procList.do?fromAction=1&govCode=12100&keyword=1000107>



電子申請サービスQRコード

イ 申請に必要なもの

必要な修了証の写し（防災管理新規講習の受講者及び講習科目の一部免除を希望される方のみ）

(3) その他

ア 受付は先着順に行いますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

イ 電話、FAX及び電子メールによる申請は受け付けられません。

※申請書を持参できない場合又は電子申請を利用できない場合は、郵送による申請も可能です。

(ア) 郵送で申請する場合

下記の3点を郵送ください。

- ・防火管理講習等申請書（※申請書には必要事項を記入ください。）
- ・必要な修了証等の写し（防災管理新規講習の受講者及び講習科目の一部免除を希望される方のみ）

・返信用の封筒

（※宛先を記入し切手を貼付してください。返信用封筒の内容物は、受講者一人あたり約15gになるため、その重量に対応した切手を貼付してください。なお、返信用封筒に切手が貼付されていないときは、受付をせず返送も行いません。）

(イ) 郵送先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局予防部予防課（TEL043-202-1613）

(ウ) その他

到達時点を受付日とします。到達時点で締め切っていた場合は、受付をせずそのまま返送しますのでご注意ください。

## 7 受講要領

申請受付した際にお渡しする「防災管理新規講習を受講される方へ」又は「防火・防災管理新規講習を受講される方へ」をご参照ください。

## 8 その他

- (1) 講習テキストは、公益財団法人千葉市防災普及公社において販売します。
- (2) 講習受付時及び修了証交付時に、受講者本人を確認できる書類の提示をお願いしておりますので必ず持参してください。

受講者本人を確認できる書類は、国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類をいい、以下の例のうちいずれか1つの書類をご提示ください。

【例】：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可書、みなし外国人登録証明書（平成24年7月9日以降有効なものに限る。）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）、マイナンバーカード（個人番号カード）

※なお、上記いずれかの書類をお持ちでない方は、講習日当日の受付までに受講票右下に写真を2枚貼付してください。写真のサイズはタテ3.0cm以上×ヨコ2.4cm以上。コピー不可。プリントの場合は写真出力用紙（厚手）に印刷されたもの。裏面に氏名・署受付番号を記入してください。